

児童相談課

## 議案第60号

### 港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正を踏まえ、港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定します。

#### 1 背景及び目的

一時保護施設は、これまで児童養護施設の設備及び運営に関する基準を準用して運営していましたが、児童福祉法が一部改正され、児童相談所設置市は、条例で一時保護施設の基準を定めなければならないこととなりました。

これに伴い、条例を定めるに当たって従うべき基準及び参酌すべき基準となる一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）が令和6年4月1日に施行されました。

一時保護施設に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに安全な生活を送ることを保障することを目的とし、本条例を制定します。

#### 2 根拠規定

児童福祉法第12条の4第2項

#### 3 対象となる施設

児童福祉法第12条の4第1項の規定に基づき、区が設置する一時保護施設

#### 4 条例の内容

区の一時的保護施設の設備及び運営に関する最低基準を定めます。なお、本条例で規定する最低基準の水準は、国が定める基準と同一の水準とします。

条例の概要は別紙のとおりです。

#### 5 施行期日

公布の日

条例の概要

1 新たに規定する事項

児童の権利擁護に係る基準	職員に係る基準
<p><b>【児童の権利擁護】</b> (第11条)</p> <p>1 一時保護を行う場合、児童に対し、児童の権利、権利擁護の仕組み、一時保護理由等について、年齢、発達の状況や児童の事情に応じた説明を行うこと。</p> <p>2 入所児童に対し、意見又は意向を尊重した支援を行うこと。</p> <p><b>【入所児童の権利の制限】</b> (第12条)</p> <p>1 正当な理由なく入所児童の権利を制限してはならないこと。</p> <p>2 正当な理由があり、やむを得ず入所児童の権利を制限するに当たっては、その理由を十分に説明し、当該児童の理解を得るよう努めること。</p> <p><b>【入所児童の行動の制限】</b> (第13条)</p> <p>1 施設等により入所児童の行動を制限してはならないこと。</p> <p><b>【児童の所持品の管理】</b> (第14条)</p> <p>1 合理的な理由がなく、所持品の持込みを禁止してはならないこと。</p> <p>2 合理的な理由があり、やむを得ず所持品の持込みを禁止するに当たっては、その理由を十分に説明し、当該児童の理解を得るよう努めること。</p> <p>3 所持品を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないよう保管すること。</p>	<p><b>【夜間の職員配置】</b> (第21条)</p> <p>1 夜間、職員を2人以上置くこと(ユニット※)を整備していない場合)。</p> <p>2 各ユニットに職員1人以上を置くこと。ただし、全体で2人を下回らないこと。</p> <p>3 開庁時間以外の時間に通告に係る対応を行う場合は、前2項に規定する職員とは別に必要な職員を置くよう努めること。</p> <p>※ユニット…居室と、隣接する相互交流のスペース、浴室、便所が一体的に整備されているもの。定員はおおむね6人以下。</p> <p><b>【一時保護施設の管理者等】</b> (第22条)</p> <p>1 人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置くこと。</p> <p>2 一時保護施設における業務又は児童相談所における相談援助業務におおむね5年以上従事した経験を有する者を指導教育担当職員として置くこと。</p> <p>3 管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、施設の運営に必要な知識の習得及び資質向上のための研修を受講すること。</p> <p><b>【心理療法担当職員の資格】</b> (第24条)</p> <p>1 大学等で心理学の課程を卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p><b>【学習指導員の資格】</b> (第25条)</p> <p>1 小、中学校、高等学校の教諭免許状を有する者であること。</p>

2 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様に規定する事項

基本的事項、設備及び職員に係る基準	その他運営に係る基準
<p><b>【趣旨、定義】</b> (第1条、第2条)</p> <p><b>【最低基準の目的等】</b> (第3条)</p> <p><b>【最低基準と一時保護施設】</b> (第4条)</p> <p><b>【一時保護施設の一般原則】</b> (第5条)</p> <p><b>【差別的取扱いの禁止】</b> (第9条)</p> <p><b>【不当な行為の禁止】</b> (第10条)</p> <p><b>【虐待等の禁止】</b> (第15条)</p> <p><b>【設備の基準】</b> (第17条) ※1</p> <p><b>【入所児童の保護に従事する職員の一般的要件】</b> (第18条)</p> <p><b>【一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等】</b> (第19条)</p> <p><b>【職員】</b> (第20条) ※2</p> <p><b>【児童指導員の資格】</b> (第23条)</p> <p><b>【他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準】</b> (第26条)</p>	<p><b>【非常災害対策】</b> (第6条)</p> <p><b>【安全計画の策定等】</b> (第7条)</p> <p><b>【自動車を運行する場合の所在の確認】</b> (第8条)</p> <p><b>【業務継続計画の策定等】</b> (第16条)</p> <p><b>【衛生管理等】</b> (第27条)</p> <p><b>【食事】</b> (第28条)</p> <p><b>【入所児童及び職員の健康状態の把握等】</b> (第29条)</p> <p><b>【養護】</b> (第30条)</p> <p><b>【生活支援、教育及び親子関係再構築支援等】</b> (第31条)</p> <p><b>【関係機関との連携】</b> (第32条)</p> <p><b>【規程】</b> (第33条)</p> <p><b>【処遇状況を明らかにする帳簿の整備】</b> (第34条)</p> <p><b>【秘密保持等】</b> (第35条)</p> <p><b>【苦情への対応】</b> (第36条)</p> <p><b>【電磁的記録】</b> (第37条)</p>
<p><b>※1 設備の基準 (第17条)</b></p> <p>(1) 居室、学習室、運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>(2) できる限り良好な家庭的環境で暮らすことができるようユニットを整備するよう努めること。</p> <p>(3) 居室は、穏やかで安心して暮らすことができる環境を整えること。</p> <p>(4) 居室の1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(5) 少年の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、面積は8平方メートル以上とするよう努めること。</p> <p>(6) 福祉のために必要があるときに利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。</p> <p>(7) 入所児童の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。</p> <p>(8) 学習室、運動場は一時保護施設の定員に応じた必要な面積を有すること。</p> <p>(9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。</p> <p>(10) 居室、浴室及び便所は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮して設けること。</p> <p>(11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。</p> <p>(12) 児童の生活の場には、プライバシーの保護に配慮した環境を整えること。</p>	
<p><b>※2 職員 (第20条)</b></p> <p>(1) 児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置くこと。ただし、施設規模及び運営方法により個別対応職員、学習指導員、栄養士、調理員を置かないことができる。</p> <p>(2) 児童指導員、保育士の総数は、2歳未満の幼児1.6人につき1人以上、2歳以上3歳未満の幼児2人につき1人以上、3歳以上の児童3人につき1人以上とする。</p> <p>(3) 心理療法担当職員の員数は、児童10人につき1人以上とする。</p> <p>(4) 学習指導員の員数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。</p>	